

1.緊急時対策所の審査対応の問題（経緯）

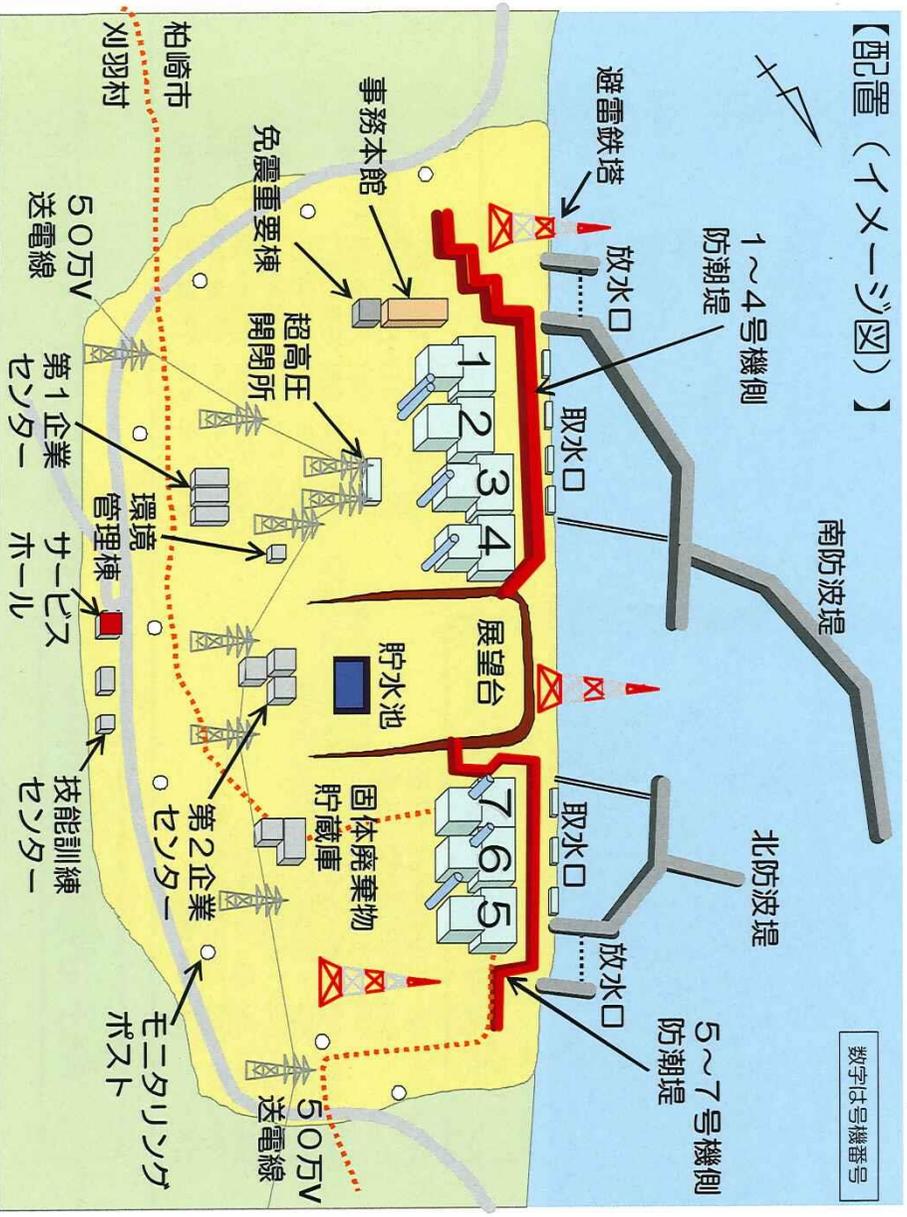
年月	事象
2009年12月	新潟県中越沖地震相当の地震に耐える設備として、免震重要棟竣工
2013年 9月	6、7号炉設置許可変更申請時には、免震重要棟は基準地震動に基づく評価ではなく、 <u>「免震機能により十分な耐震性を確保する」と記載</u>
2013年12月	免震重要棟建屋基礎下に基準地震動を入力した解析を実施し、 <u>7つの基準地震動のうち5つでは許容値を満足しないことを確認</u>
2014年 2月	3号炉への緊急時対策所の設置を社内決定
2014年 4月	地盤改良を含めた耐震補強策検討のため、 <u>免震重要棟下の地盤データではなく、1号炉原子炉建屋下のデータを用いて、解放基盤表面を仮定して、基準地震動を入力した解析を実施、7つの基準地震動全てにおいて許容値を満足しないことを確認</u>
2014年11月	審査会合にて、3号炉原子炉建屋内に緊急時対策所を設置することを説明
2015年 2月	審査会合にて、「 <u>一部の基準地震動に対しては通常の許容値を満足しない</u> 」と2013年解析結果に基づき説明（当該審査会合では3号機に緊急時対策所を追加設置する理由を説明することが目的であったため、基準地震動のいくつかでも満たさないことを示せば十分と考えたこと、2014年解析は1号機地盤データの転用等により信頼性が低いと考えたことから、2014年解析は提示せず） 3号炉原子炉建屋内に緊急時対策所を設置、免震重要棟と併用する案を提案
2016年10月	緊急時対策所を3号炉から5号炉に変更
2017年 2月14日	審査会合にて、緊急時対策所の位置付けについて説明する中で、免震重要棟だけでは新規制基準を満足することが難しいことを説明するため、 <u>2013年の解析結果と2015年の審査会合では説明に用いなかった2014年の解析結果を説明</u> ⇒これまでの「一部の基準地震動に耐えられない」という説明と異なるため、事実関係と審査対応で今後同様の問題を生じさせないための対策を説明するよう、原子力規制庁から指示

敷地と配置



柏崎刈羽原子力発電所は、新潟県の柏崎市と刈羽村にまたがって位置し敷地の大きさは、海岸線に沿って約3.2km、陸側に約1.4km敷地面積は約420万㎡（柏崎市：約310万㎡、刈羽村：約110万㎡）となっています。
合計7つの発電設備があり、総出力は821万2千kWです。

【配置（イメージ図）】



号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
原子炉型式	沸騰水型原子炉 (BWR)					改良型沸騰水型原子炉 (ABWR)	
電気出力 (万kW)	110	110	110	110	110	135.6	135.6



TEPCO

東京電力ホールディングス 柏崎刈羽原子力発電所

〒945-8601 新潟県柏崎市青山町16番地46 電話：0257-45-3131(代表)

見学のお問い合わせは サービスホール ☎0120-344-053 (9時~17時)

2016年4月作成

2017年4月4日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料
出典: 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 2016年4月作成